

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（平成30年11月16日開催）  
議事概要

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会庶務

1 日 時

11月16日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）石井佑可子，可児敏章，岸小夜子，小路法雄，國分隆文，齋藤重博，篠原光征，高野俊太郎，竹田光広，西田史明，南智樹，宮崎徹哉（※敬称略）

（説明者）吉村悟家事訟廷管理官

山川康明総務課文書係長

（裁判所）鈴木憲治首席家裁調査官，織田三郎次席家裁調査官，河西滋次席家裁調査官，高柴浩和家事首席書記官，富所良少年首席書記官，平野裕章家事・少年次席書記官，赤妻伸子家事訟廷副管理官，加藤博之事務局長，高嶋博之事務局次長，

（庶務）内山秀樹総務課長

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

（1）議事

ア テーマ「家庭裁判所の広報活動」の基本説明

イ 「札幌家庭裁判所における裁判所ウェブサイトを利用した家事手続案内」について説明

ウ 「札幌家庭裁判所における一般的な広報行事」について説明

エ 質疑応答及び意見交換

質疑応答及び意見交換の概要は，別紙のとおり

（2）次回の予定等

ア 委員会日程 平成31年5月27日（月）午後1時30分

イ テーマ 「保護観察所との連携」

概 要

□委員長 ●委員 △説明担当者

□ 本日のテーマである「家庭裁判所の広報活動」について議事を始めます。

広報という観点から、裁判所ウェブサイトを利用した家事手続案内の現状を知っていただき、その上で利用者にとって利用しやすいものになっているか、率直な御意見、御感想をお聞かせいただければと思っています。

△（「札幌家庭裁判所における裁判所ウェブサイトを利用した家事手続案内」について説明）

● 手続案内のウェブページ画面ですが、文字数が非常に多い感じがします。司法の手続なので、より詳細に説明するというのは判りますが、もう少しコンパクトにならないでしょうか。

また、申立てや手続の流れについては、図とかチャートといったものを載せてビジュアル的に見やすくして、理解しやすくするというのも検討してはどうでしょうか。

● 質問ですが、スマートフォン専用のサイトはないのでしょうか。

△ スマートフォンからも見ることはできますが、スマートフォン専用のサイトはないのでスマートフォンの場合は画面サイズが小さいことから見づらくなってしまいます。PDFで掲載している表形式のものや、文字数の多い画面などは、スマートフォンの小さい画面で見ると確かに見づらいと思います。

● 家事事件件数は、統計上からも増えているようですし、また、家事事件には色々な種類の申立て方法がありますが、裁判所特有の形式というのがあるように思います。

各種の申立て書式がありますが、何の申立ての為に使うのかが一般の方には判りづらいと思います。離婚についての手続をしたい人の場合、裁判所の手続では調停からスタートする、夫婦関係調整の調停という手続から始まるということもあまり分かっていないと思います。

利用者が抱えている問題点ごと、例えば離婚ならこの様な手続がありますというのが一目で判り、そこから次の段階に進んでいけるようなページがあれば、より利用者が求めている手続案内や書式等に辿りつきやすくなると感じました。

△ 裁判所ウェブサイトを見たという方からの電話問合せで多いのは、「〇〇の申立てをしたくて、その申立書の書式をダウンロードしたいのですが、どのページから入って良いのか分からない。」というものです。確かに裁判所ウェブサイトのトップページから各種申立ての書式のページまで辿りつくのは分かりにくいのかもかもしれません。

● 裁判所を利用しようとする人が知りたい情報を、一般の検索サイトから普通の一般名詞で検索した場合でも、利用者が求める各地の裁判所の手続案内ページにアクセスしやすいような工夫、対応も考えても良いのではないのでしょうか。

● 裁判所ウェブサイトの形式といますか、構造、階層は全国同じなのではないでしょうか。

△ 基本的なフォーマットは全国同じです。掲載している書式などは、各裁判所で利用しやすいようにカスタマイズされた書式がそれぞれ載っていると思います。

□ よく利用される書式等をサイトの分かりやすい場所に置くような配置にして、そこにアクセスしやすいような工夫は各地の裁判所ウェブサイトでも行っていると思います。

裁判所ウェブサイトの手続案内に掲載している情報は、とても詳しく手厚いものとなっていると思うのですが、その反面、利用される方が求めているページに辿りつきにくくなっているという面もあると思います。

□ 続いて、札幌家庭裁判所の一般的な広報行事について紹介し、裁判所の広報として取り上げた方がよいテーマや広報の仕方など、効果的な広報行事等を伺えればと思っています。

△ 「札幌家庭裁判所の一般的な広報行事」について説明)

● 今回、説明を受けて家庭裁判所で色々な広報行事を行っているとは初めて知りました。

小学生や社会人、大学生を対象にした広報活動の紹介を受けましたが、法教育の現場では、実際の社会の仕組みと関連させながら学んでいくというのが実態としてあります。

特に中学生や高校生に対しての法教育に力を入れている面があります。中高生をターゲットとした広報活動も検討してみてもどうでしょうか。

どの世代をターゲットにして、どういうことを目的として広報活動を行うのかを明確にすることによって、広報行事のチラシの配布先を絞ることも出来たりすると思いますので、各種広報の趣旨を明確にして、対象となる団体等にご案内してはどうでしょうか。

● 家庭裁判所の役割や、どのような職種の人が働いているかといった見学会を、中学校のインターシップ授業を対象に、もっと積極的にアピールしても良いのではないのでしょうか。

● 中学生になると、ある程度将来の進路といったことを考える大事な時期でもありますが、普段あまり見る機会のない裁判所を実際に見学することによって、裁判所を含めた法に関する仕事というものに興味を持つことに繋がったりと、学生が自身の将来のことを考える良い機会になるのではないのでしょうか。

□ ありがとうございます。中高生を対象として幅広く広報する場合は、学校との連携、協力体制も大事になってくると思います。

他の機関においても様々な広報活動を行っていると思いますが、ご紹介頂ければと思います。

● 自治体における広報について紹介させていただきますが、一つに広報誌の全戸配布があり、月1回各家庭に配布しております。ただし、広報というのは中々、効果の見えにくいものでありまして、市民の皆様へ伝えたい情報がどの程度伝わっているかというのはまた別の問題であります。予算との関係もありますが、市政にとっては、情報を市民の皆様へ伝えるんだという強い意思をもって広報を行うのは大切なことでもあります。

その他の新しい情報伝達、広報ツールとしては、ホームページのほか、スマートフォン

ンのアプリ、TV、ラジオといったメディア、SNS を利用した広報活動も行っております。

具体的な例では、「子育て情報サイト」というのを作っております。パソコン用のサイト、スマートフォン用のサイト、アプリで見るサイトと3種類用意しております。現在は、スマートフォンで見る方が多いと思われまので、スマートフォン用のサイトを設けるのは大事だと考えています。

また、ホームページで大事なものは最新の情報を常に更新しアップすることだと思いますが、市では、専門的な知識が必要なくとも一般の職員でもホームページを作成できるシステムツールを利用することで、ホームページの充実をはかっております。

- 商工会議所における広報活動を紹介しますと、不特定多数の方が見れるホームページ、フェイスブックの開設、テレビCMの不定期放送、セミナー等のご案内をする会員企業向けのメールマガジン、毎月発行の機関誌などがあります。

ホームページについては、職員が最新の情報をアップするように努力しています。

また、ネットと合わせて、昔ながらのFAXを利用して会員企業へのセミナー案内などの広報を行っていますが、申込み等の問合せは、ネットとFAXで半々ぐらいという状況となっています。

- 自治体や商工会議所におかれましても、広報活動に様々に工夫や努力をされているのが分かりました。

売上げと言いますか、利益に直結する組織ではない公的な組織の場合、広報の効果がどうなっているのか中々分かりづらい。そのように公的な機関、組織の広報というのは難しい面がありますね。

- 公的機関の広報というのは、前例踏襲になりがちだと思うんですね、何を広報したいのかが漠然としている気がします。世の中にアンテナを張って、今の時代、何がニーズとなっているのかりサーチ、情報収集することも必要ではないかと思えます。

裁判所の市民講座にしても、定員を100人ぐらいに設定して募集するような企画、テーマを考えるアグレッシブさを持って良いのではないかと思えます。

- 広報活動を行っていることをどう広報するのかというのも、難しいところがあります。

裁判所ウェブサイトをどのくらいの方が見ているのか、裁判所が広報活動を行っていることを知っている方がどれぐらいおられるのか、また、裁判所の広報活動が、国民の方が求めているものとマッチしているのかも考えなくてははいけないでしょう。

- 弁護士会でも広報活動を行っていますが、目的としては、法曹の敷居を低くするということが、司法制度を上手に市民の方に利用して頂きたい、知って頂きたいということがメインの一つにあります。無料の出前法律相談や、弁護士がラジオ番組に出演したりといった活動もしています。

先ほど話にも出ましたが、裁判所の方々が、中学校、高校へ出前講座を行うのは、インパクトが高いと思えますし、裁判官がどのような仕事をしているのかを伝えることで、裁判所の敷居が低くなる、身近に感じてもらうのも一つの方法かと思えます。

□ 裁判所としては、司法サービスを必要としている方がそれをきちんと受けられるように情報を提供する、広報することが大事だと思います。それには裁判所を身近に感じていただけるような広報が必要ではあります。

裁判官による出前講座等も行っていますが、中高生を対象とした場合は、広報イベントの面と、法教育の一環としての側面もありますので、広報活動としては世間一般にはあまり知られていないかもしれません。

裁判所を利用したい人が、使いやすいようなウェブサイトの工夫や、利用しやすくなるような一般広報を今後も考えていく必要があると感じます。

本日は、貴重なご意見等、誠にありがとうございました。